平成２２年（フ）第１０７３号
東京都町田市小山町4328番地５フォーブル順203
破産者　工藤　幸弘
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０７４号
東京都町田市小山町4328番地５フォーブル順203
破産者　工藤　啓子
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９２５号
神奈川県大和市中央３丁目８番26―201号
破産者　有限会社モナーク
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２号
長野県飯田市上郷別府174番地２
破産者　有限会社あらいや
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第１５４８号
愛知県尾張旭市柏井町弥栄178番地１　パレスフリューゲル201号室
破産者　東海技建株式会社
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７９０号
名古屋市中区大須３丁目42番６号
破産者　有限会社スケアクロウ
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８６２号
愛知県瀬戸市東拝戸町27番地３
破産者　菊池建設有限会社
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０号
神戸市中央区東川崎町１丁目８番４号神戸市産業振興センター
破産者　株式会社アイティーシステム
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２５号
岡山市南区若葉町28番46号　メープルテラス参番館204、開始決定時の住所岡山市南区西市532番地15
破産者　長野　重弘
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３２号
岡山市東区西大寺新地283番地１　リバーサイドハイツＡ棟105号
破産者　岩﨑　公徳
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６０３号
札幌市北区新琴似１条10丁目４番８号　広井ビル１Ｆ
破産者　有限会社建輝社
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２号
青森県五所川原市大字豊成字田子ノ浦72番地４
破産者　有限会社松野石油
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２０年（フ）第２４０５号
横浜市戸塚区東俣野町20番地３
破産者　株式会社プロテックシステム
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６４４号
東京都大田区蒲田４丁目29番５号
破産者　ジェネシステクノロジィ株式会社
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４３号
川崎市中原区井田１丁目11番15号
破産者　有限会社カジュアルハウス・ユー
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３４４号
東京都目黒区大橋２丁目４番18号ゾンネルハイム205号
破産者　有限会社ユー商事
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４５号
愛知県新城市睦平字下平46番地の２
破産者　有限会社ハクユウ
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２５３号
山口県下関市大字延行128番地
破産者　有限会社龍栄建設
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３１１号
香川県高松市屋島西町1934番地７
破産者　有限会社ユウキ総合販売
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第６４号
香川県丸亀市飯山町東坂元386―２、商業登記簿上の本店所在地香川県丸亀市土器町東４丁目206番地
破産者　有限会社アシストバウンズ
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第６５０号
愛媛県伊予郡松前町大字中川原405番地１
破産者　本田技建株式会社
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所